

**2026年
5月号**

発行日 令和8年5月15日(第216号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともビル

特集：『年金受給世代や学生を雇用する前に』
／オフィスタ人事管理部

オフィスタNEWS 第216号発行にあたって

ゴールデンウィークも終わり、また日常が戻ってきましたね。少しずつ新しい生活に慣れてきた人もいることでしょう。又は、だるさや倦怠感を感じている人もいるかもしれません。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

昔からこの時期によく言われる「五月病」は昨今の若者を中心に蔓延し、まさに「新入社員の国民病」と言えるかもしれません。なお、この「五月病」は日本独自のものらしく、海外の人は発症しないそうです（GWの存在や新学期が4月ではないからかもしれません）。そして「退職代行」も日本独自のものらしいです。

日本人は仕事に真面目過ぎると言われていますが、適度に息抜きしながら今月も楽しく頑張りましょうね。



オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<https://www.offista.com>

オフィスタ5月のスケジュール



5/4~6 祝日（通常営業）
5/18 ブログ更新
5/25 ノー残業週間
5/28 社内懇親会 18時終

“はたらくたいという気持ちを大切に”

“育児も家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援するママさんハケンの会社です。今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <https://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



★★年金受給世代や学生を雇用する前に★★

/オフィスタ人事管理部

世の中、どこもかしこも人手不足とされていますが少子高齢化の現代では大手中小を問わずマンパワーは足りていません。そこで発想を変えて、働き手がいなければ、働きたいけれど苦戦している就業弱者に着目してみるのも一案と考えます。人手不足と言うのは厳密には20代~40代前半までの働き手が少ないという意味で世間一般に使われている言葉ですが、今回は「年金受給者」と「学生」という苦戦中の人材が多い世代に注目して採用の際に担当者が悩む事項を取り上げてみます。

◆エイジレスの中でも年金受給世代を雇用してみる

厚生労働者の調査では日本の65歳以上の約7割が労働を希望しているというデータがあります。60歳定年で隠居なんて昔の話で、現代では70歳以上の高年齢者も勤労を切望していると言われます。しかしながら多くの高年齢者は雇ってもらえる機会が与えられないという社会問題があります。この年代は年金受給者に該当するのですが、採用するにあたってどのような働き方ができるのかを企業担当者は知っておく必要があります。

よく言われるのが、定年後に週3日パートで月10万円以上(年120万円)稼ぐと年金が減らされてしまい損になるという噂(?)がありますが、本当でしょうか。年金受給者にとって「年金 + パート収入」の関係性は重要で、働きすぎると年金が減るし、そうなるとう結局手取りは増えないというわけです。

まずは在職老齢年金制度を知ることが必要です。在職老齢年金とは、年金を受け取りながら厚生年金にも加入して働く場合に1ヶ月あたり**一定額を超えると年金の一部または全部が支給停止になってしまう**というものです。支給停止調整額を超えると、その超えた分の半分が年金から差し引かれます。簡単に言ってしまうと、貰っている年金の月額+パートの月給額で判断できます(詳細な計算式は日本年金機構HP参照ください)。

給与と老齢厚生年金の合計が月62万円を超える場合に支給停止が始まる予定です(厚労省改正案)。つまり月10万円のパート収入があったとしたら、月52万円

以上の年金を受けていなければ支給停止は発生しません。ここで考えて欲しいのは、年金を毎月50万円も受給されている方が世の中にどのくらいいるのでしょうか?ということです。そう考えると、月10万円(年120万円)程度のパート収入なら年金には全く影響はないと考えられます。また、支給停止の対象はあくまで年金のうちの老齢厚生年金であり、老齢基礎年金部分は対象外です(現役の人事担当者だとこの辺の知識がどうしても薄いため雇用環境整備士Ⅲ種などの専門知識者を養成し設置しておくことをお奨めします)。このことから、定年後に週3日の月10万円で働くとう年金が減って損になるというのは誤りと言えます。

一方、年金受給者が、年金が減らないから安心だ、もっと稼ぎたいと考えるのは早計です。勤務先の企業規模や労働時間、賃金額が一定額以上なければ社会保険には加入させてもらえません。社会保険料は企業と労働者の折半ですから、企業の中には予算的に社会保険に加入させられないという会社もあるでしょう。また、勤務期間が2ヶ月間限定なら社会保険に加入できないため、社会保険にあまり拘り過ぎると2カ月間だけの短期案件ばかりで採用されて、出たり入ったりの繰り返しの職歴になってしまう危険もあります。50歳を境に1~2カ月の職歴が山のように積み重なる中高年齢者が最近多く見受けられます。そう考えると、長期ですっと一か所で働きたければ週3日で月10万円というのは採用する企業側にとっても歓迎される働き方なのかもしれません。



どうすれば年金受給者が満足して損しないで働けるのだろうか

年金受給者の雇用の際には、在職老齢年金の支給停止の基準額、社会保険加入の要件、税金が増えるライン等を労働者と企業担当で整理してみるのがよいでしょう。また、自分では丈夫だと思っても**体力面で現役時代と異なり思ったように働けない**こともあります。

◆学生を雇用してみる

大学生のアルバイト率は7割超といわれ、在学中に社会勉強の一環としてアルバイトの機会に恵まれます。しかしながら、学生アルバイトは飲食・販売・接客といった業種に偏っている傾向にあります。一方で卒業後に一般企業で事務職の就職を希望する学生にとっては、将来のために**事務バイトがしたいが求人募集を見掛けない**と嘆いているといったデータもあります。学生を事務員として採用するとしたら、どのような点が難しいかを企業担当者が知っておく必要があります。

オフィスタではインターンとして大学生アルバイトを数名雇用していますが、採用にあたって頭を悩ませるのはいつも以下の点です。

(1) 個性や背景が見えないから採用判断が難しい

仕事柄日々、人事選考をしている我々でも学生の採用は難しいです。理由は個性や背景が見えないからです。社会人の中途採用であれば面接で前職のことをヒヤリングする等である程度把握できますが、学生はそのようなバックボーンがないので**何を基準に採用すべきか**が大変悩ましいのです。

また、最近の就活学生はみんな同じ髪型・同じ格好・同じ鞄に同じ靴、同じような模範解答だと感じます。全員同じように見えて個性が認識しづらいのです。量産型アルバイト予備隊とでもいいたいでしょうか。しかし、実はこれこそ学生たちの戦略の一つなのだといふオフィスタのバイト学生に教えてもらったことがあります。無個性であるがゆえに面接官は判断のしようがないというわけで、学生の方が一枚上手なのかもしれません。



他の人と全く同じだからこそ安心だという感覚が現代風

(2) 授業優先でのシフト調整が難しい

学生を雇用する場合に絶対と言っていいほど雇用主が気を付けなければならないのは授業が最優先だということ

とです。授業に出させないバイト先もあるそうでトラブル話はよく耳にします。3年生の場合はこれに就職活動もプラスされることになりシフト決めが難しくなります。

(3) 教育にかける比重と数年後の離脱のバランス

全てがイチから教えなければならないため、社会人なら常識だろうということから教育する必要があります。且つ、**育てても卒業と同時に離脱する**ので学生バイトを労働力と見るか、将来への育成ボランティアとみるかで満足度が変わります。

飲食・接客などのように数週間で習得できる作業と異なり、事務職は一通り覚えるまで数年はかかるものです。さあこれからというところで卒業されてしまうわけですから、企業としては教育にどこまで情熱を懸けるべきか悩ましくこれが学生の事務職募集が出回らない理由です。

(4) 昨今流行のバイトテロ対策について

事務職に限らずあらゆる職種で発生したら大打撃なのがバイトテロです。会社の教育が悪かったと反省するしかないのですが、(1)で書いたように採用判断でトラブルメーカーと見抜くのが困難なこと、そして(3)で書いたように社会人であれば有すべき一般常識が必ずしもあるとは限らない、そして教えても卒業でどうせ離脱するからと**教育を疎かにした**等に起因します。

最後に

オフィスタでも年金受給者の70代職員を雇用していますし、大学生も採用しています。実際に一緒に働いてみて分かることが多いです。色々試してみましたが高年齢者の場合は週2~3日で5~6時間が丁度良いようで、出勤日と出退勤時間を自由に本人任せにしてみたところ上手くいくようになりました。学生の場合は、業務内容を学生だからと低く設定せず社員同等レベルの業務を与えてみたところ急速な成長がみられ、担当を与えてみたところ責任感が生まれ自発的な姿勢がみられました。いずれにしても**社内に雇用環境整備士を設置**して専門知識者を中心に採用活動から業務指示まで一元管理しているのがオフィスタが上手くいっている秘訣だと思います。

◆高年齢者雇用の専門知識者（雇用環境整備士第Ⅲ種）

◆学生雇用の専門知識者（雇用環境整備士第Ⅳ種）

https://www.jee.or.jp/workshop/eei_workshop.html

☆☆時事ニュース☆☆

／『20代社員の働き過ぎの境界線は』

『働き方改革が進む一方で、若手社員はどの時点で「働きすぎ」と感じるのか。長時間労働という言葉の基準が揺らぐ中、20代社員の意識を探った調査から従来の感覚よりも早い段階で負担を感じる実態が浮かび上がった。自分の働き方について「働きすぎでワークライフバランスが保てていないと感じることがあるか」を尋ねたところ「頻繁にある」が9%、「時々ある」が26%で、合わせて35%と3割以上が働きすぎを実感していることが分かった。一方、「あまりない」・「全くない」が65%だった。「働きすぎ」と感じる残業時間については、「20～30時間未満」が25%で最も多く、「30～45時間未満」が23%、「45時間以上」が20%と続いた。結果として、67%が「月20時間以上」で働きすぎと感じると回答しており、月20日勤務の場合、1日あたりおよそ1時間の残業が心理的な境界線になっている計算になる。残業時間以外で負担を感じる要因としては、「休日が少ない」・「教育やサポートがない状態で責任の重い仕事を行う」・「上司の顔色伺いによる気疲れ」と続き、働き方や職場環境が若者の負担に影響している様子がうかがえる。』(2026.3.10 報知新聞)

平成時代の若手社員と令和時代の若手社員の違いがよく分かるデータだと思いました。1日あたりおよそ1時間の残業が心理的な負担になる境界線だそうです。昭和・平成を知るサラリーマンにしたら21時～22時くらいは当たり前範囲内と感じる方も多いのではないのでしょうか。ただ、労働基準法の週40時間という数値は1日8時間勤務×週5日の想定ですから、一般的には9:00～18:00のことです。つまり、19:00を超えると若者は負担を感じるそうなので、最近増えてきた所定勤務時間9:00～17:00の会社の場合はどうなるのでしょうか。1時間残業した18:00が苦痛になるのか、それとも2時間残業した19:00が苦痛になるのでしょうか。つまり要は時間軸の慣れの問題だと思うのです。なお、休日が少ない・仕事の責任が重い、上司の顔色伺いによる気疲れは今も昔も変わらないと思いますので昔の人は耐えられた、今の人は耐えられない、ただそれだけのことで教育方針の差だと思います。

☆☆五月病の新人社員の方へ☆☆

／オフィスタ業務管理部

ゴールデンウィークも明けて、毎年恒例の新入社員の離職シーズンがやってきました。既に4月の時点で早期退職した新入社員も多数いたと報道されていましたが（中には4/1のお昼に退職したという猛者も…）、企業としてはこの時期戦々恐々としていることでしょう。

同時に自分で退職を申し出れない若者も多いようで依然、退職代行も盛況の様です。退職代行をご利用の際は、オフィスタが事務局を預かる日本雇用環境整備機構の退職代行サービス『ムリカヤレルカ』を是非ご利用ください。わずか5千円でご相談に乗ります。



『ムリカヤレルカ』

退職代行：5千円
引留め代行：成功報酬

運営主体：
日本雇用環境整備機構

事業目的：
退職を迷っている者の一次的な判断を下すためのツールです。

https://www.jee.or.jp/network/images/1415_tokuten.pdf

ただ、オフィスタとして本音を言わせてもらえれば、まだ入社2カ月も経っていないわけだしこれから輝かしい未来が待っていると思うので見切りをつけるにはまだ時期尚早だと思いますし、退職くらい他人に甘えずに自身の口で伝えた方が良いと思います。

そして、2カ月も経たず新入社員に辞められてしまった企業様は人事採用に問題があると考えます。雇用環境の整備が急務だと思う場合は、第三者コンサルティング機関としてオフィスタまでご相談ください。



☆☆お仕事 Q&A コーナー☆☆

/解説：オフィスタ顧問社会保険労務士

Q. 私はハケンではたらいています。扶養内勤務のことで相談があり、オフィスタの担当者に相談したところ、私の質問内容が複雑なケースだったため「顧問の社労士先生に確認しておきます」といっていただきました。オフィスタの顧問社労士である大滝先生のことはこのQ&A コーナーで前々から存じ上げておりましたが、特定社会保険労務士と書かれてありました。特定社会保険労務士とは通常社会保険労務士とは違うのでしょうか。ふと気になったため質問させて頂きました。



労働法規はオフィスタ顧問社労士の大滝先生に尋ねてみよう

A. 特定社労士とは、社労士資格を有する者がさらに高度な専門知識を身に付け、**特定の業務を行うために**認定された資格です。労働問題やトラブル解決における専門家として、企業と労働者の間に立ち、裁判外での円滑な解決を目指す役割を担っています。

特定社労士が特に注目されるのは、**労働紛争の解決における代理人**としての役割です。労働者と企業の間で紛争が発生した場面で、依頼者の意見や要望を代弁し相手方との交渉を進めます。また、法的知識を基に最適な解決策を提案します。例えば、不当な解雇や未払い残業代などの問題が発生した場合、労働者または企業の代理人として、都道府県労働局のあっせん手続きに参加することが可能です。この手続きは裁判よりも簡易で迅速、かつ低費用で解決できる手段であり、特定社労士はその紛争解決の代理人となることができます。

特定社労士は、紛争に発展しそうな事案について労働者と企業が円満に和解できるように助言や交渉を行います。これにより、あっせんや調停に移行する時間や費用

を節約しつつ、双方の関係を保つことができます。この業務は一般の社労士でも行うことができますが、特定社労士としての知見を活かすことで、より適切かつ効果的な対応をとれることが期待できます。

特定社労士は、企業が適正な労務管理を行えるようにサポートして労働環境の改善を目指します。結果として、紛争の発生自体を防ぐ役割も果たしています。

特定社労士になるには、社労士が特別研修を経て紛争解決手続代理業務試験に合格し、且つその旨が社労士会連合会の登録に付記される必要があります。特に労働紛争の代理業務に関しては、社労士の中でも特定社労士しか行うことができません。(回答：大滝岳光)

…<そのほかの気になるお仕事疑問募集中>…

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。
オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生
(日本人材派遣協会アドバイザー／特定社会保険労務士)がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

☆☆コレワーカー雇用の初歩の初歩編☆☆

/協力：法務省、制作：日本雇用環境整備機構



▼どなたでも無料でご視聴いただけます

<https://www.jee.or.jp/workshop/core.html>

派遣クイズ

上司に頼まれて取引先の担当者とのアポイントをとる場面もあるでしょう。アポイントメントと訪問に関して次のうち**誤っているもの**はどれでしょう。

- ① 淡々と冷静に用件だけ話すようにする
- ② 約束の内容は復唱する
- ③ 同行者がいる場合は伝えておいた方が良い
- ④ 資料の準備は前日までに行うのが良い



(答えは最終ページ)

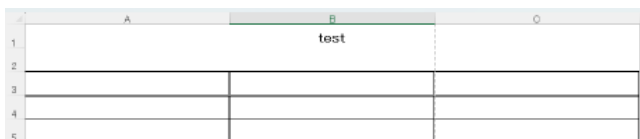
☆☆パソコンお助けコーナー☆☆

/オフィス広報・宣伝部

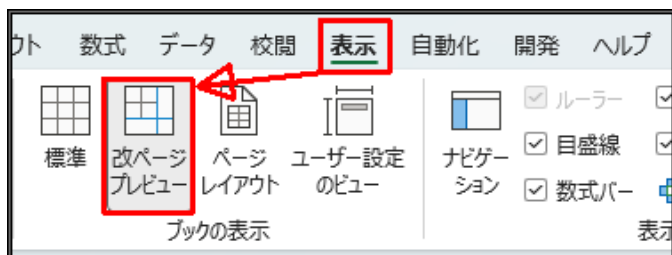
連載その30：『エクセルを1ページA4で印刷！』

エクセルの1ページ資料を印刷したところ、**大量に印刷されてしまった！**😞というトラブル、誰しも一度はありませんか？エクセルあるあるですが、紙もインクも無駄になってしまうので避けたいところです。

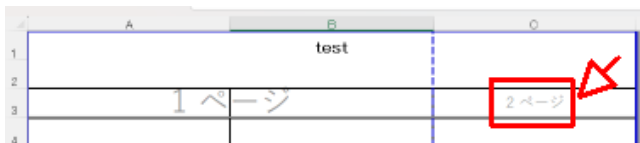
・1ページA4に収まるか確認しましょう！



一見普通のシートですが、1ページA4に収めて印刷されるか確認してみましょう。

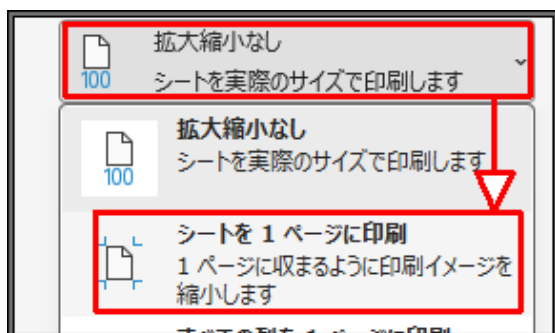


[表示]→[改ページプレビュー]の順にクリック。



「1 ページ」「2 ページ」と表示されている場合、複数ページに印刷されてしまいます。😞

対策方法の一例をご紹介します。



[Ctrl]+[P]で印刷画面を開きます。

下の方の[拡大縮小]に関する項目をクリック。

[シートを1ページに印刷]をクリック。

これで1ページに収まります。他にも色々な方法ありますので調べてみると良いかもしれませんね😞

☆☆読者投稿コーナー☆☆

/題目：『まだ見ぬ自分の夢を』

『昨今のニュースを見ると気が重くなることばかりで目をそむけたくなる毎日です。迫りくる物価高や老後の不安など、答えのない問いをずっと考えながら仕事に行くという毎日がただ無意味に過ぎていきます。投資の世界でも情勢が混乱しているときは、冷静になって「待つ」というのがセオリーとして語られますが、家計を預かる主婦の身としては食料品を買いに行くたびに支払額に頭を悩ませるのに辟易することがあります。待っていてもなかなか状況は打破することは叶いません。

ではどうしたら？と思うのですが、時事的な話は横に置き、許されるなら収入を増やすという方法もアリなのではないでしょうか？もちろん、ダブルワークが禁止されている方は仕方がないのですが、時間と体力がある場合は解決法の一つかと思います。

というのも、実際私はオフィスタさんにお世話になってから、ダブルワークを始めました。もちろん、はじめは不安でいっぱいでしたが、いざ走り始めると意外と上手く回ること気が付きました。そして、2つの別の仕事をしているとそれぞれのメリットやデメリット、加えて改善点などが良く見えてきました。どうなるのかな？と思っていたことも勇気を出すと上手く回るものだなあと今では考えています。

かといって、目いっぱいのダブルワークにしてしまうと体力的にも精神的にも虻蜂取らずになる可能性もあります。自分のライフスタイルや性格などを鑑みて選ぶのはとても大事なことだと思います。

幸いなことに、オフィスタのお仕事にはダブルワーク可能な案件が多々あります。しかも毎週1日だけとか、1日3時間だけとか他ではなかなかお見掛けしない主婦やママさん向けのお仕事が沢山あり助かります。お悩みの方は担当者に相談すると良いでしょう。また、派遣会社としては異例の芸能のお仕事でのダブルワークもあるそうですから、無理だと決めつけずに飛び込んで行った先にはまだ見ぬ素敵な未来につながっているかもしれません。気落ちするニュースをポジティブに受け取り、収入のみならず、自分の可能性も手にするのに必要なのは勇気なのかもしれませんね。』(投稿：匿名希望)

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

卒業までのインターン学生の募集

この春から大学生になった方のインターン募集です。
令和 10 年・11 年・12 年に卒業予定の学生をお待ち
しております。授業最優先のシフトをお約束します。

形態：学生インターン

人数：あと1名

仕事：事務作業のすべて

期間：卒業までの期間

週 1 日から時間は自由

場所：オフィスタ内

時給：1300 円＋交通費

経験：一切問わない



資格：学生を事務員として雇ってくれるバイト先がないと困っている方、将来のために事務でバイトがしたいと思っている在学中の方…など

応募方法：お名前と連絡先を明記のうえメール

info@offista.com

エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。
(その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください)

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<https://www.offista.com>

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>…

★お問い合わせ先

●配信停止

<https://www.offista.com/mailout.html>

●本誌定期愛読を希望（無料）

<https://www.offista.com/mailin.html>

●メールアドレス変更

<https://www.offista.com/mailchange.html>

●プライバシーポリシー

<https://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<https://www.offista.com/melmaga.html>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

職場の同僚が妊娠中で部内の人はみんな知っているけど他部署の方は知らないとか、出入りする宅急便業者などは知らないとかいうことありませんか？わざわざ自分で言うのもチョットね…という時にさりげなくPCデスクトップの壁紙でお知らせしてみませんか！
という企画でオフィスタが厚生労働省に企画書を送って許可してもらったのがこれです。15年前に作った物ですが先日取引先のPC画面で偶然見かけオオ～となりました。



<https://www.offista.com/maternity/index.html>

Reiko記

オフィスタ NEWS 第 216 号作成委員

編集長 Roco オフィスタ広報・宣伝部

編集 Reiko オフィスタ総合管理室

監修 makoto オフィスタ業務管理部

執筆 Mim オフィスタ人事管理部

Hayaty オフィスタ広報・宣伝部

協力 大滝人事労務研究所

一般社団法人日本雇用環境整備機構

出典 2026.1.26 付「FINANCIAL FIELD」

派遣クイズの答え：①が誤り

①取引先とアポをとるときは明るい声で笑顔でハキハキと感じの良いやりとりをして、用件だけ話すのではなく貴重な時間を割いてくれた先方に電話口でお礼を告げるのも忘れないようにしましょう。②約束の内容は復唱するようにしてお互いの勘違いのリスクを減らしましょう。③何名で訪問するかは先方にとって準備に関わるかもしれませんが複数名で何うときは伝えましょう。④アクセスの確認や資料の準備は前日までにを行うようにしましょう。アポ電話が苦手な方もいらっしゃると思いますが、ビジネスシーンでは必須なので慣れるしかありません。

MEMO :

このメールはオフィスタメルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。
この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00~17:00 (土・日曜日、祝日を除く)

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—